

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

化学物質の総合管理に関する法律案要綱（試案）に対する意見

投稿 No.19「アジア諸国に立遅れる日本に必要な化学物質総合管理法制の整備（緊急提言）」に付帯する化学物質の総合管理に関する法律案要綱（試案）に対し、以下のとおり、意見を申し上げます。

1. はじめに

試案では、事業者が主体となり、労働者保護、消費者保護、環境保護の観点から、化学物質のリスク評価やリスク管理を行うとともに、サプライチェーンへの情報提供と公表を行うことを柱とした、化学物質総合管理法制の整備についてまとめられており、投稿者は賛成の立場です。

事業者が事業活動を行うにあたっては、新規、既存に関わらず、取り扱う化学物質について、労働者保護、消費者保護、環境保護の観点からその適正な管理を行う責務があります。事業者が、必要な危険有害性情報の収集に努め、取り扱い数量や用途に応じて、労働者、消費者、環境に及ぼす影響に対するリスクについて初期的評価を行い、評価に基づく適正な管理方策を明らかにし、その情報をサプライチェーンに提供するとともに社会に対して情報を公表することは、今や世界の流れであるといえます。

世界の化学物質管理は、WSSDの目標である、2020年までの化学物質の影響の最小化に向かって進んでいます。前述の化学物質管理制度の典型例が欧州のREACH型管理であり、アジアの国々もこのREACH型管理を導入しつつあります。一方、製造量等の情報収集をもとに環境リスクにのみ特化した、我が国の政府主導の化審法型管理では、時間の面からも、人的リソースの面からも世界の化学物質管理の流れに対応していけるとは考えにくい状況です。国際的整合性のある、事業者が主体となった、労働者保護、消費者保護、環境保護のための危険有害性情報の収集とリスク評価の実施と、それらを一元的、総合的に管理する体制や制度を早急に整備する必要があると考えます。

試案で提案されている「化学物質総合管理庁」と「化学物質総合評価機構」の設置は、事業者が主体となり、危険有害性情報を収集しリスク評価を実施し、それらを一元的、総合的に管理するという観点から、また省庁及び独立行政法人等に分散している関連機能を整理、統合し、事業者の取組を支援、強化するという観点から、合理的な解決策であると考えます。

ただし、「化学物質総合管理庁」と「化学物質総合評価機構」の役割については、より明確にすべき点があると思われましたので、ここでは以下の二点、申し述べます。

2. 第三章 基本的管理制度 二. 取扱化学物質の評価について

試案の本項(3)の後半に、『「化学物質総合管理庁」は、この対象化学物質について事業者が提出する取扱量、用途、生産・使用の状況などの曝露関連情報およびリスク評価の結果などに自ら収集した曝露関連情報及びリスク評価情報を加えて精査し、自らも人及び環境に

与えうる影響の初期リスク評価を行って曝露又はリスクに関する追加の調査の必要性および他の法規によるリスク管理対策の必要性について判定する』とあり、(4)には『「化学物質総合管理庁」は、これらの評価の結果を情報管理基盤の構築に活用し、情報提出者の営業上の機密情報を保護する措置を講じつつ公表する』とあります。

投稿者は、事業者が主体となった、労働者保護、消費者保護、環境保護のための危険有害性情報の収集とリスク評価の実施と、それらを一元的、総合的に管理する体制の整備が最重要課題であると考えます。したがって、事業者が提出したハザード情報やハザードの評価、リスク評価等に対して、「化学物質総合管理庁」自らが収集した情報を加えて精査するのは、「化学物質総合管理庁」として対応が必要だと認識する物質を優先とした対応でよいと考えます。情報収集から公表までの流れに、「化学物質総合管理庁」が入ると人的リソース等の面から、完了までに多大な時間を要することが予想されます。なお、ここでいう「化学物質総合管理庁」とは、「化学物質総合評価機構」のことではないでしょうか。次項目で触れた「化学物質総合評価機構」の評価部門における過大な役割にも関係します。

また、リスク評価結果は、非常に重要なリスクコミュニケーションツールとなることから、サプライチェーンへの提供はもとより、社会への公表も期待したいところですが、産業界は慎重な対応をとることが予想されます。REACHにおいても、Chemical safety Report (CSR) は公表されていません。たとえ公表されてとしても CSR を理解するには非常に多くの知識と経験が必要になります。事業者が適正な管理を行っていることを伝達すべく社会への公表方法については、伝達する相手によっても異なり、更なる検討が必要だと思います。

3. 第四章 執行体制の整備 三. 総合評価機関の設置について

試案の本項(1)と(2)に、『この法律に基づき当事者が提出する技術資料の人と環境に対するハザードの評価と分類、・・・・・・・・(途中省略)・・・・・・・・、並びに取扱化学物質にかかわる科学技術情報の管理を包括的に担当する総合評価機関「化学物質総合評価機構」を設置し、現在、省庁及び独立行政法人などに分散している関連機能を整理して統合し、主な機能部門として、ハザード評価、曝露評価、リスク評価、リスク管理及びデータ・情報管理の業務を担当して法制度を執行する評価部門、毒性、生態毒性、体内動態、トキシコゲノミクス、環境中挙動、曝露分析、疫学など関係する広範な科学・技術領域の進展を専門的に調べて評価部門を支える調査部門、並びに化学物質総合管理に精通した専門の人材を育成する事業に加えて教養教育を支援する教育部門を設置する。』とあります。

事業者が主体となり、取り扱う物質のリスク評価、少なくとも初期的なリスク評価を実施する制度とするのであれば、「化学物質総合評価機構」の機能部門として挙げられている評価部門の役割は過大だと思います。現在の政府が主体的にリスク評価を実施するための機関とは性質を異にするものです。「化学物質総合評価機構」は、リスク評価の実施などの実務を担当する機関ではなく、事業者がリスク評価を実施し、評価結果を公表するにあたって、必要なサポート、すなわち試案に提示された調査部門や教育部門の実務を担当する機関とすべきであると考えます。

以上

2012年7月31日

イエルバ・マテ